

1 事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援を行うことより、全国の自治体での「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の実施を目指す。

2 事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内 容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、事後相談等

◆ 留意事項

- （1）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- （2）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに適切に療育につなげることができるよう、都道府県とも協力しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：① 4,000円／人（原則として個別健診）
② 3,000円／人（原則として集団健診）

令和5年度補正予算：10億円

1 事業の目的

- 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に2疾患（SCID、SMA（※））を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。（※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。

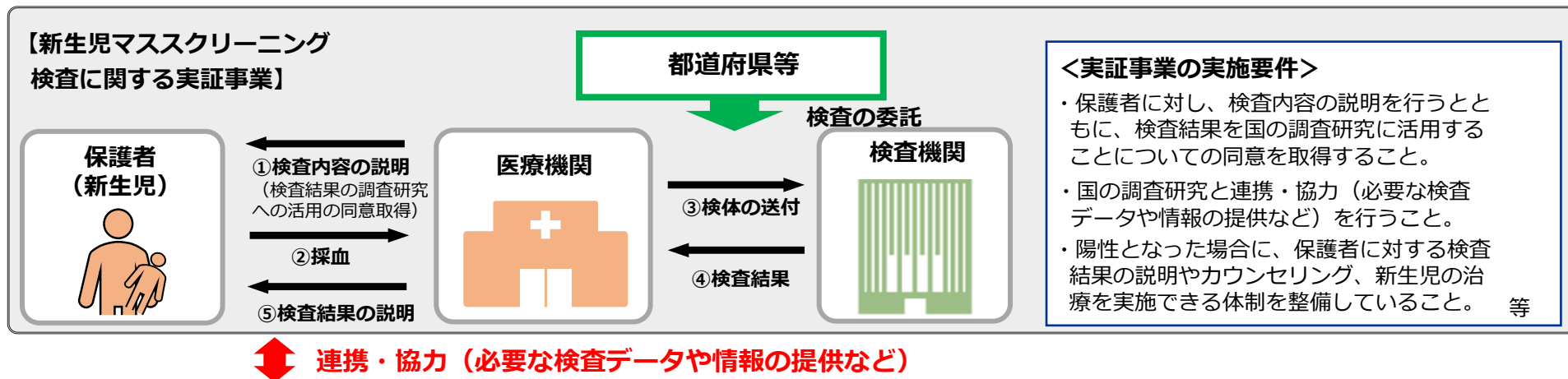
(※) SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。

SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県、指定都市においてモデル的に２疾患（SCID、SMA）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



【国の調査研究（こども家庭科学研究）】令和5～7年度

- ・地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
- ・保護者向けの情報提供資料又は説明文書の作成 など

3 实施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県、指定都市1/2

4 補助単価案

- ◆ 補助単価案：こども家庭庁が必要と認める額
※検査に関する説明等を含む。

1 事業の目的

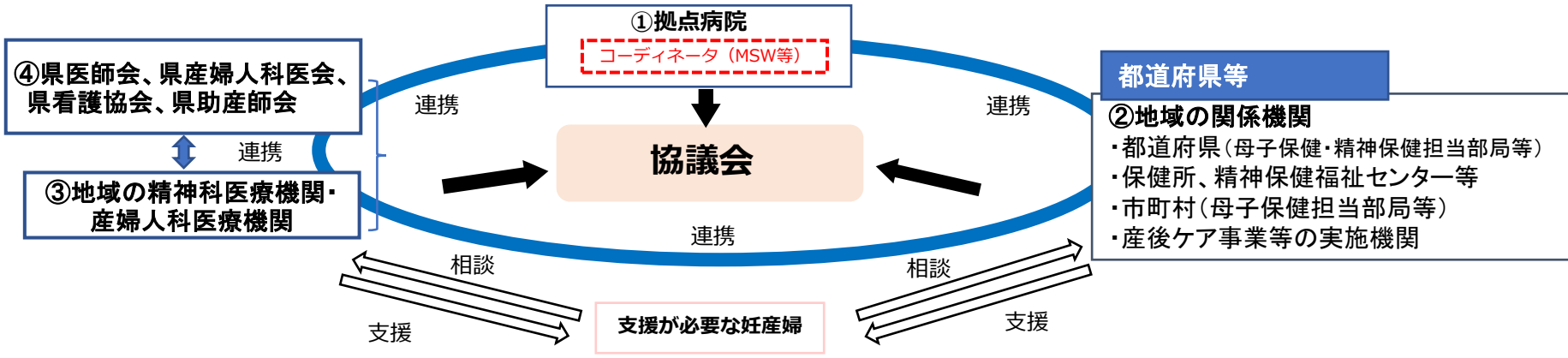
○ 妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

2 事業の概要・スキーム

◆ 事業内容

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（拠点病院）等に、妊産婦等のメンタルヘルス支援に関するコーディネータを配置し、各精神科医療機関や産婦人科医療機関、地域の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る（都道府県事業）。

- 1) 拠点病院①や都道府県、関係者・関係機関②～④)による協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定など、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する体制の整備
- 2) 妊産婦の診療に対応可能な地域の精神科医療機関③)リストの作成、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォロー体制図や情報連携様式等の作成
- 3) 支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関③)での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等に配置されたコーディネータによる相談対応や、関係者による症例検討の実施
- 4) ③において妊産婦のメンタルヘルスに関する医学的判断、対応に迷う事例があった場合の、拠点病院①)への医学的な相談や診療の依頼
- 5) 必要に応じ、拠点病院①)から、地域の精神科医療機関等③)や地域の関係機関②)への専門家の派遣 ※産科医療機関等から精神科医療機関への派遣を含む
- 6) 妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や普及啓発、情報提供等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

4 補助単価案

◆ 補助単価案：月額 1,317,000円

1 事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども政策DX※を推進する（※脚注：母子健康手帳のデジタル化などを含む。）」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5年度にデジタル庁において、国民、医療機関、自治体の情報連携基盤となるPublic Medical Hub（PMH）を開発し、先行的な実証事業が開始された。令和4年度補正予算事業では、PMHを活用した母子保健情報（妊婦・乳幼児健診情報）の連携に係るシステム等の業務要件定義（※）を実施した。また、情報連携の実証を目的として、業務要件定義を踏まえたシステム等の改修、及び、住民、医療機関、自治体等における妊婦・乳幼児健診情報の連携に係る実証を、複数の自治体で実施しているところ。
- 本事業では、PMHを活用した母子保健情報の更なる連携に係る業務要件定義等の母子保健のデジタル化の推進を目的とする。具体的には、令和4年度補正予算事業で得られた知見等を踏まえ、対象となる母子保健事業の範囲の拡大（産婦健診など）や、電子カルテとの連携等の医療機関業務に係る機能追加、早帰り出産への対応等について業務要件定義及び実証等を行う。（※）システム等の開発において、実装すべき機能や満たすべき性能などの要件を明確にしていく作業。

2 事業の概要・スキーム等

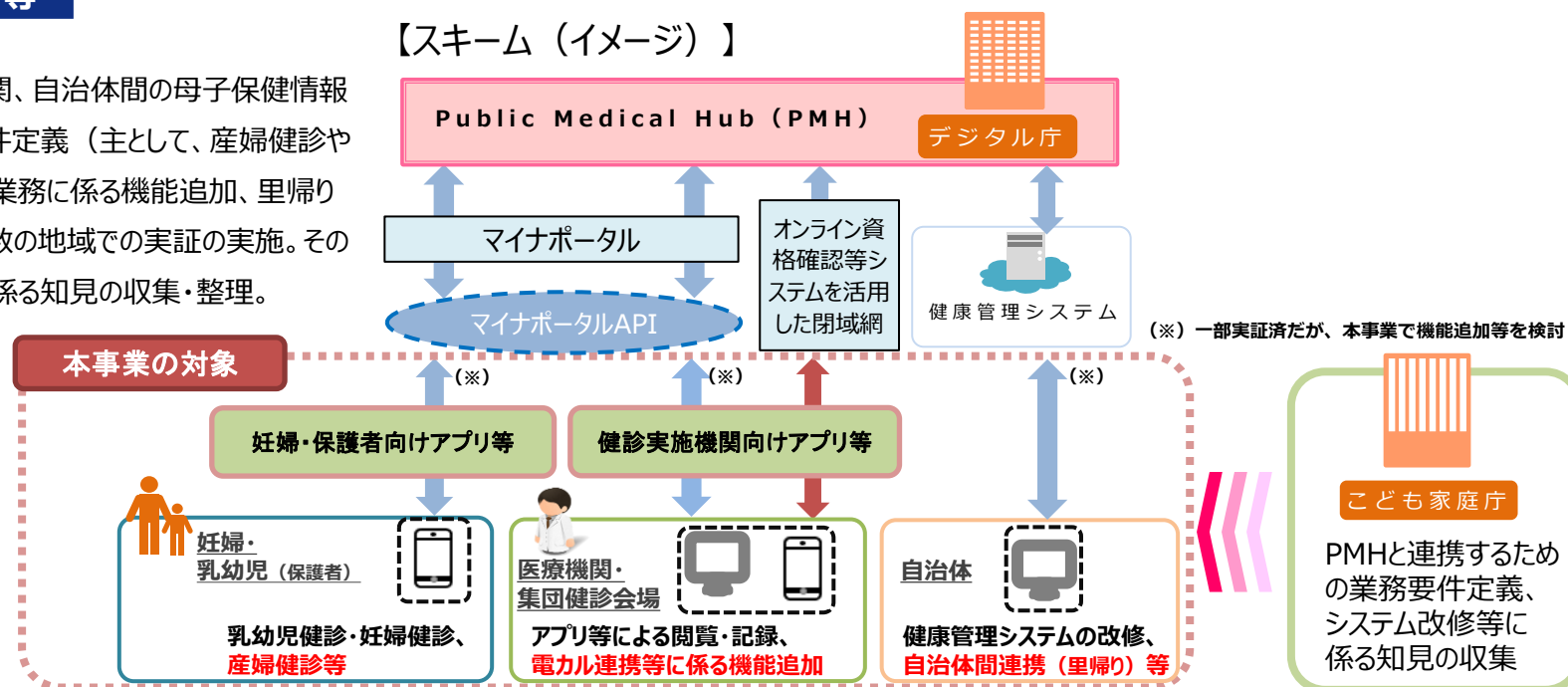
【成果物】

PMHを活用した、住民、医療機関、自治体間の母子保健情報の連携に係るシステム等の業務要件定義（主として、産婦健診や電子カルテとの連携等の医療機関業務に係る機能追加、里帰り出産への対応等に係るもの）。複数の地域での実証の実施。その他母子保健のデジタル化の推進に係る知見の収集・整理。

【实施主体】

民間団体

【スキーム（イメージ）】



赤字および赤矢印：本事業で新たに実施する予定

1 事業の目的

- 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、「公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。」とされている。
- 公費負担医療のオンライン資格確認の導入に関して、デジタル庁を中心に実証事業が行われているところであり、未熟児養育医療等についても先行実施の対象とし、必要な検討を行うための費用を計上する。

2 事業の概要等

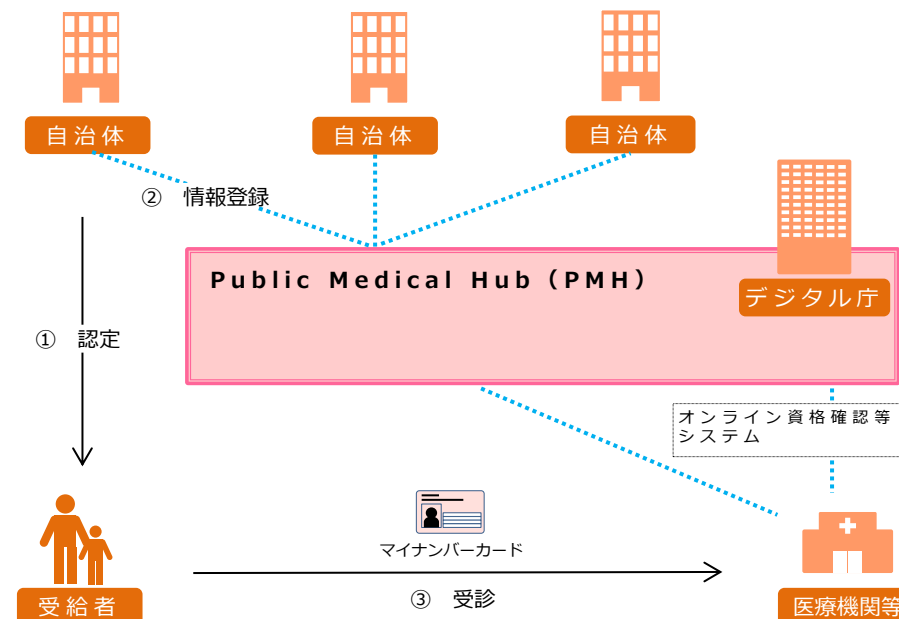
【事業概要】

デジタル庁を中心に行われている実証事業の動向等を踏まえ、公費負担医療（未熟児養育医療等）に関して、PMHと連携するためのシステム要件定義の整理、システム要件定義に基づいたシステム改修等の実証を行い、PMHとの連携に向けた検討を行う。

【実施主体】

民間団体

【イメージ図】



こども家庭庁
公費負担医療（未熟児養育医療等）に関して、PMHと連携するためのシステム要件定義等を行う実証研究を実施。